

「千葉都市モノレールの維持管理方針（案）」のパブリックコメント手続の実施について

千葉市では、モノレール事業の将来を見据えた長期的な施設・設備の整備方針や利用促進策等について、本市と千葉都市モノレール株式会社に共通した基本的な考え方や方向性を明らかにすることを目的に「千葉都市モノレールの維持管理方針（案）」を作成しました。

このたび、本案についてパブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

1 千葉都市モノレールの維持管理方針（案）の趣旨・目的

モノレール事業の現状や課題などを踏まえ、安全・安心と持続性を確保するとともに、利用者や地域から求められる多種多様なニーズや環境といった課題に対応していくため、モノレール事業の将来を見据えた長期的な施設・設備の整備方針や利用促進策等について、本市と千葉都市モノレール株式会社における基本的な考え方や方向性を明らかにすることを目的とします。

2 千葉都市モノレールの維持管理方針（案）の公表

（1）公表期間

令和8年9月1日（火）～9月30日（水）

（2）公表方法

ア 市ホームページへの掲載

【URL】<https://www.city.chiba.jp/go/pbc>



イ 閲覧および配布

交通政策課（市役所高層棟4階）、行政資料室（市役所低層棟2階）、各区役所総務課、各図書館

3 意見の募集

（1）募集期間

令和8年9月1日（火）～9月30日（水）

（2）募集方法

「千葉都市モノレールの維持管理方針（案）」に対する意見」と記載の上、個人の場合は住所および氏名（ふりがな）を、団体の場合は団体の所在地、団体名および代表者氏名（ふりがな）を明記し、次のいずれかの方法により文書にてご提出ください。

（3）提出先

ア 郵送

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所交通政策課（※当日消印有効）

イ FAX

043-245-5568

ウ 電子メール

kotsu.URU@city.chiba.lg.jp

エ 持参

交通政策課（市役所高層棟4階）、各区役所総務課

※障害等により、上記の方法による提出が困難な場合は、事前に交通政策課までご相談ください。

4 市民等への周知

- (1) ちば市政だより 9月号掲載
- (2) 市ホームページ 9月1日(火)公開

5 意見等の公表

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、令和8年10月に公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報は公表しません。